

賃貸住宅における民生委員・児童委員による見守り等の実施について

鳥取県では、ひとり暮らし高齢者等の安全・安心のため、民生委員・児童委員による見守り等を進めています。

入居者の出入り等がある賃貸住宅において見守り等を円滑に実施するため、見守りを希望する方の個人情報を事前に収集し、下記のとおり取り扱います。

記

1 個人情報の収集及び利用の目的

- (1) 民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に定める民生委員・児童委員の職務に基づく、賃貸住宅にお住まいの方の相談、援助、見守り等の実施
- (2) 病気、災害など不測の事態等において支援が必要な方に対する支援等の実施

2 収集する個人情報の内容

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、見守り等を希望する理由

3 個人情報の利用及び提供

- (1) 取得した個人情報は次の(イ)と(ロ)の関係機関(者)に提供します。
 - (イ) 民生委員・児童委員(お住まいの地区を担当する委員)
 - (ロ) お住まいの市民生児童委員協議会又は地区(単位)民生児童委員協議会
- (2) (1)の提供先は、収集した個人情報を、「賃貸住宅あんしん見守り協定」により適切に管理・利用します。

賃貸住宅における民生委員・児童委員の見守り等に関する同意書

私は、上記の内容に同意し、民生委員・児童委員による見守り等を希望します。

令和 年 月 日

氏名(本人自筆)
